
恩師とのこと（その1）

安達 栄司

私は、2025年1月に満60歳、つまり還暦になり、さらに3月には大学教員になってちょうど30年が経過するということで、人生の大きな節目を迎えようとしています。大学を卒業したころ「新人類」と呼ばれた同世代の多くは定年退職し、第二の人生を始めています。そこで、今回はゼミ生から私に度々向けられる「どうして大学の先生になったのですか。どうして民訴法を選んだのですか。」という質問について、恩師のことを思い出しながら答えてみたいと思います。私には、民事訴訟法の大学教員として活動することについて3人の恩師がいます。立命館大学法学部のゼミの担当教員であった吉野正三郎先生、早稲田大学大学院の修士・博士課程の指導教授の中村英郎先生、そして大学院在学中3年間留学したときの受入教授のハンス・プリュッティング先生です。今回は吉野先生を取り上げます。

先生は、私の大学入学と同じく1983年4月に立命館大学法学部に着任された、新進気鋭の助教授でした。先生が担当する基礎演習のクラスにいた友人から、私と同じ新潟県長岡市の出身で長岡高校の先輩でもあるということを知り、驚きました。郷里から遠く離れてひとりで大学生活を送る私にとって、それは嬉しくとても励みになることでした。私のは

じめて先生と話ができたのは、大学2回生の秋、鷹峯の「しょうざん」で開催された法学部主催の園遊会のときです。会場で偶然に先生を見かけた私は、チャンス到来と思い、ドキドキしながら、意を決して「私も長岡高校出身です」と声をかけました。すると先生は、突然見知らぬ学生から話しかけられて、驚いた様子ですが、すぐに笑みをたたえて「ああ、それなら、私のゼミに来たらいい」と言われたのです。この一言で、3回生からのゼミを刑訴か民訴か、で迷っていた私は先生の民訴ゼミを志望する決意をしました。これが私にとっての運命の出来事になりました。私は、大学卒業後、早稲田大学大学院に進学し、その在学中にドイツ・ケルン大学に3年間留学し、1994年7月に帰国。翌年の1995年4月から静岡大学に民事訴訟法担当の助教授として着任し、それ以後、成城大学、そして2010年から今の立教大学で仕事として民事訴訟法を教え、研究することを行っています。2004年4月、法科大学院制度が発足すると同時に弁護士登録をし、以後、裁判実務も経験することができました。これらの私のキャリアの節目において、すべて先生の助言と導きがあります。

ドイツ留学中、学生寮のテレビで見ていた古い映画のなかで、主人公の歌手が自分を発掘して育てたマネージャーについて叫んだセリフ“Er hat mich gemacht!”を私は忘れることができません。直訳すれば、「彼が私を作った」です。このセリフを聞いて、私にとっては吉野先生のことだなと感じ入りました。私は帰国して無事に大学教員の職を得て、以後、論文を公表し、学会報告をし、著書を刊行できて、呼ばれて大学を移るたび、このセリフを小さく口にしていました。したがって、冒頭のゼミ生の質問への回答は、「Er hat mich gemacht. 私は民事訴訟法の研究者・大学教師になったのではなく、偶然と幸運が重なって、恩師によってこう作られた。」と言うことになりそうです。しかしこのような答

えでは、ゼミ生たちは納得できないでしょう。吉野先生から教えていただいたことを振り返って、いくつかのポイントとして示してみたいと思います。

①目標は目の前のひとつのことに絞って必ず達成すること。

私は、学部4回生の5月頃、卒業後の進路相談をしようと決意して初めて先生の研究室を訪ねました。そのとき私は、その時期から本格的に始める就職活動が気になる、漠然と憧れている司法試験にも挑戦をしたい、しかしその他にも大学院進学も考えている、というような話をボソボソと語りました。それに対して、先生は、「それではダメだ。あれもある、これもある、ではまったくダメだ。ひとつに決めなさい。」と即答して、その日の相談は終わりました。私としては、どの進路が学生にとって一番良いと言えるのか、それぞれのメリットとデメリットは何か、最適解は何か、について経験豊富な先生から何かしら有益な論評や助言を得られるのではないかとあって、緊張しながら相談しました。しかし、先生の回答は「ひとつに決めなさい」というだけのものでした。数日後に私が出した結論は、大学院進学でした。先生は、私が出した結果についてまったく口を挟まず、ただ「合格しない試験は受験してはならない。」という趣旨のことを言って、数ヶ月後に迫っている大学院入試についての具体的な指導が始まりました。先生と同じく早稲田大学の中村英郎先生の研究室を進学先に定め、入試の鍵である外国語読解（正確な和訳）の力をつけるため夏休みが明けるまでほぼ毎週、数行の下訳を持参して研究室や出講先を訪ねることになります。「これでは日本語として全く意味が通じない」と言って先生は、あきれつつも丁寧に英語の法律論文の読み解き方、翻訳のお手本を見せてくれました。ゼミ生が

自分で考えた進路や志望に対して、決してノーとは言わず、その実現をひたすら援助するというのが先生の指導方針であったと私は確信しています。

②教わるのではなく、近くにいて真似をして学ぶこと。出版のよこび。すぐに行動して助けること。

1987年4月早稲田の大学院に進学した私は、先生からの助言に従い先生の板橋区の自宅の近所に下宿しました。1989年4月に先生は東海大学法学部に移籍し、京都から自宅に戻ってこられました。その頃から先生は、同時並行的に複数の著作の刊行の準備に精力的に取りかかります。1990年にはいって『レービンダー・法社会学』、『集中講義民事訴訟法』、『西ドイツ民事訴訟法の現在』、『民事訴訟における裁判官の役割』、『ドイツ民事訴訟法』という異なる性格の著作を4冊刊行しました。私はこれらの著書すべての校正作業を担当しました。週末や長期の休みに、出版社から預かった校正刷りを先生の自宅または十里木高原の別荘に届け、本の中身にまつわる話を聞きながら、奥様の手料理とお酒をごちそうになることが通例でした。校正作業の過程で、原稿を熟読し、理解しようとする中で、私はドイツと日本の民事訴訟の最先端の議論の渦の中で揉まれ、力をつけていったような気がします。『ドイツ民事訴訟法』では、私はハンス・プリュッティング教授の講義部分の翻訳を担当し、共訳者に名を連ねることができました。共訳というささやかなものですが、人生初の著書を得たことに私は感激しました。

1991年には論文集と教科書・演習書が合計5冊刊行されました。そのうちの『ドイツ民事訴訟法の新展開』は1991年2月に急逝したフライブルグ大学のアーレンス教授に捧げられています。アーレンス教授は1981

年に先生がドイツで博士学位を得たときの Doktorvater です。実は私は1991年6月から同じくアーレンス教授のもとに留学することが決まっていた。教授の急死によって行き先を失って狼狽える私のために、先生はすぐに旧知のケルン大学のプリュッティング教授に国際電話をかけて私の受入の了解をとりつけてくれました。日独の距離をものともせず、広いドイツの人脈を駆使した先生の行動力で、私は窮地を救われました。

③現地に行って議論をすること。読んで考えるだけでなく、書いて公表すること。

私は、無事、1991年6月からドイツ留学に赴くことができました。3年間のドイツ留学の間、私は4回も先生に直接お会いすることができました。そのひとつは、1992年10月、日本の民訴法改正に備えて日弁連がドイツ民事訴訟視察団をドイツに派遣したときです。先生は視察団の委員の弁護士15名を引き連れて来独しました。訪問団は、1週間程度の日程で、ドイツ各地の裁判所、弁護士会、大学を訪問して、日本の民訴法のモデルと目されていた簡素化法の実際について調査面談を行いました。そのときの先生は、視察団の顧問というよりもむしろオーガナイザーとして、視察団が立ち寄る訪問先の段取りのほか、ドイツ語の通訳を引き受けておられました。私は現地留学生として通訳の補助をして全日程に帯同し、初めて何日も先生と寝食を共にするという得がたい経験をしました。その間、ドイツ法とドイツ人に通暁して日独の民事訴訟法の架け橋となって奮闘する先生の活躍ぶりに私は圧倒されます。このときの先生の口癖は、これからの学者は外国法のことで疑問があれば、すぐに現地に飛んでいって直接に議論ができなければならない、というもの

でした。そのために必要なドイツ語の上達を私は改めて決意しました。訪問調査の全記録は、先生の監修のもと『日弁連ドイツ民事訴訟視察団編・弁護士からみたドイツ民事訴訟の実態』として1995年成文堂から刊行されました。

留学中にいただいた恩としてもうひとつ触れたいのは、私がドイツにいて学んだ成果をタイムリーに論文として公表できたことです。私は博士論文のテーマに関連する最新のドイツ最高裁の判決の議論を追いかけてドイツ語文献の理解に没頭していました。先生は即座にそれを原稿にして公表するよう私につよく助言しました。短期間に全力を捧げてまとめた論文は先生の尽力によってジュリストに掲載されました。先生との連名とはいえ、大学院生の論文がジュリストに掲載されることは非常に希で、幸運なことです。同時に、テーマとタイミングを見定めて論文公表を指示した先生の慧眼に感服します。私が掲載誌の現物を入手できる前に、ケルン大に留学中の憲法の教授がケルン中央駅の売店で入手した朝日新聞欧州版の有斐閣の広告記事に小さく私の論文と名前が載っていることを知らせてくれました。論文が日本で無事公刊されたことをそのとき実感できて、先の見えない留学生活を送っていた私にとって何よりもの励みとなりました（このことは判例時報のウェブ記事「私の心に残る裁判例（15）」で「研究者としての出発点に立ち返る」でも紹介しました。<https://www.web-nippy.jp/15390/>）。

以上が今の私を形づくった吉野先生からの学恩の一端です。大学のゼミの教員との出会いがその後の人生を左右することが本当にあるということを経験した学生や教え子たちに伝えることができたならば幸いです。

吉野先生は2007年9月3日に56歳で亡くなりました。先生の業績は、約25年の短期間において膨大な数の著書（教科書、演習書、訳書、論文集の合計16冊）を残したことにとどまりません。先生が在職した法学部

または大学院において、直接にまたは実質的に、民事訴訟法や比較法の研究指導を受けて法学研究者になった者は12名を数えます。ご存命であつたらシュレーが結集して2021年3月頃に古稀をお祝いする論文集を刊行することができたはずです。あるいはご逝去の直後に、追悼論集を私たちの手で出版し、学恩に感謝して先生を偲ぶ機会を得るべきでありました。いずれも叶っていません。残念であり申し訳ない気持ちでいっぱいです。上に記した先生の教えは、先生が中村先生やアーレンス先生からの指導のなかで受け取ったまたは経験をしたことでもあったと憶えます。今度は私から、それらをここに記して自分のゼミ生や教え子たちに引き継ぎたいと思います。